

# 意見募集要項

## 1 意見募集対象

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）

## 2 意見募集期間

平成24年12月10日（月）～平成25年1月9日（水）17:00まで

※郵送の場合は同日必着

## 3 意見提出方法

【意見提出用紙】の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- 郵送：【意見提出用紙】の様式に従って提出して下さい。また、封筒に朱書きで「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見」と記載してください。
- ファックス：【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。
- 電子メール：【意見提出用紙】の項目に従い、テキスト形式で送付してください（添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので御遠慮願います。）。

### 【意見提出用紙】

[件名] 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見

[宛先] 環境省水・大気環境局総務課

[氏名]（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[御意見]（政令案概要のどの部分への意見かわかるように記載してください。）

#### 4 資料の入手方法

- インターネットによる閲覧
  - ・環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/info/iken.html>
  - ・電子政府の総合窓口[e-Gov] <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
- 環境省水・大気環境局総務課において配布  
場所：東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館 23階
- 郵送による入手  
郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し80円切手を貼付した返信用封筒（長3形）を別の封筒に入れ、意見提出先まで送付してください。

#### 5 意見提出先

- 郵送の場合：環境省水・大気環境局総務課 あて  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
- ファックスの場合：03-3580-7173
- 電子メールの場合：MIZU-TAIKI-SOUMU@env.go.jp

#### 6 注意事項

- 意見は、日本語で御提出ください。
- 電話での御意見の提出はご遠慮願います。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- 電子メールの場合、件名に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見」と記載してください。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載願います（アドレス中の署名は、氏名と判断できない場合がありますので御注意願います。）。
- 提出いただきました御意見については、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。
- 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。